

目 次

条 例

- ・津市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
- ・津市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- ・津市市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- ・委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- ・津市職員退職手当基金条例の一部を改正する条例
- ・津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- ・津市美里農産物加工センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- ・津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例
- ・津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
- ・津市消防賞じゅつ金及び殉職者賞じゅつ金条例の一部を改正する条例
- ・津市職員の退職手当に関する条例を廃止する条例

規 則

- ・津市職員の退職手当に関する条例を廃止する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
- ・津市アストプラザ内アストホール等に関する規則の一部を改正する規則
- ・津市ポルタひさいふれあいセンター内市民ギャラリー等に関する規則の一部を改正する規則

訓 令

- ・津市職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令
- ・津市職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令

告 示

- ・地縁による団体の認可
- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管
- ・津市下水道排水設備指定工事店の指定
- ・地縁による団体の認可
- ・撤去自転車の保管
- ・公示送達
- ・撤去自転車の保管
- ・議決を経た予算の要領
- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管

公 告

- ・犬の抑留
- ・平成 18 年産麦共済（災害収入共済方式）に係る共済金の支払額の決定
- ・平成 18 年産水稻共済に係る共済金の支払額の決定
- ・三重短期大学生活科学科助手公募要領
- ・犬の抑留
- ・開発行為に関する工事の完了
- ・開発行為に関する工事の完了
- ・開発行為に関する工事の完了
- ・開発行為に関する工事の完了
- ・開発行為に関する工事の完了
- ・犬の抑留

- ・津市公共下水道事業に係る負担区の決定
- ・犬の抑留

教委告示

- ・教育委員会の招集

監査告示

- ・監査公表

議会規則

- ・津市議会会議規則の一部を改正する規則

消本訓令

- ・津市消防職員の任免に関する訓令の一部を改正する訓令

水道告示

- ・津市水道局指定給水装置工事事業者の指定
- ・津市水道局指定給水装置工事事業者の指定の効力停止

津市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例をここに公布する。

平成18年12月25日

津市長 松田直久

津市条例第319号

津市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものとする。

(長期継続契約をすることができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 物品の借入れ及びその保守に関する契約で、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもの
- (2) 経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、毎年度当初から役務の提供を受ける必要があるため、複数年度にわたり契約を締結することを要するもの

附 則

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

津市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月25日

津市長 松田直久

津市条例第320号

津市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

津市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中「当月分」を「日」に、「ついた」を「就いた」に改める。

第4条中「、死亡」を削り、「、その当月分」を「その日までの報酬を支給し、死亡によりその職を離れたときはその死亡した日の属する月」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第4条の2 前2条の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。

第6条第1項及び第2項中「任期満了等」の次に「又は死亡」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月25日

津市長 松田直久

津市条例第321号

津市市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

津市市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例（平成18年津市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「なった日の属する月」を「なった日」に、「死亡した日の属する月までの月数とする」を「死亡した日までの引き続いた在職期間につき暦に従って計算する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、在職月数が1月未満のときは1月とし、在職月数に1月未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた月数とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月25日

津市長 松田直久

津市条例第322号

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年津市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「その他」を「、辞職、失職又は死亡」に改め、同号ただし書を次のように改める。

ただし、月の中途において就職したとき、又は任期満了、辞職若しくは失職により離職したときは、その月の現日数又は市長があらかじめ指定した日数を基礎として日割計算によって支給する。

第2条第2項第3号中「ものは、」の次に「就職の月から任期満了、辞職、失職又は死亡による離職の月まで」を、「年度末」の次に「に支給する。」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、年の中途において任期満了、辞職又は失職したときは月割計算により当該事由の発生した日の属する月までの額（当該事由が発生した日の属する月の額は、その月の現日数を基礎として日割計算による額）を、死亡したときは月割計算により死亡した日の属する月までの額を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市職員退職手当基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月25日

津市長 松田直久

津市条例第323号

津市職員退職手当基金条例の一部を改正する条例

津市職員退職手当基金条例（平成18年津市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第1条中「津市職員の退職手当に関する条例（平成18年津市条例第49号）の規定に基づく退職手当の支給」を「三重県市町職員退職手当組合に対する負担金の納付」に改める。

附 則

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月25日

津市長 松田直久

津市条例第324号

津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第145号）の一部を次のように改正する。

第3条の表し尿中継施設の項を削る。

第5条の表中

津市安芸・津衛生センター 津市クリーンセンター くもず 津市衛生中継所	し尿及び浄化槽汚泥	運搬車（容積1.8キロリットル） 1台につき150円とする。ただし、1.8キロリットル未満は、150円とする。
--	-----------	--

を

津市安芸・津衛生センター 津市クリーンセンター くもず	し尿及び浄化槽汚泥	運搬車（容積1.8キロリットル） 1台につき150円とする。ただし、1.8キロリットル未満は、150円とする。
-----------------------------------	-----------	--

に

改める。

附 則

この条例は、平成19年2月1日から施行する。

津市美里農産物加工センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月25日

津市長 松田直久

津市条例第325号

津市美里農産物加工センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市美里農産物加工センターの設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第179号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の8条を加える。

（指定管理者による管理）

第3条の2 センターの管理は、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第3条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの使用の許可に関する業務
- (2) センターの施設、設備器具等の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第3条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従いセンターの管理を行わなければならない。

（指定管理者の指定の申請）

第3条の5 指定管理者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) センターの管理に係る事業計画書
- (2) センターの管理に係る収支計画書
- (3) 申請者の経営状況を説明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定)

第3条の6 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって当該申請の内容を総合的に審査した上、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) センターの運営に関し、住民の平等利用を確保することができる者であること。
- (2) センターの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができる者であること。
- (3) センターの管理を適確に遂行するに足りる物的能力及び人的能力を有している者であること。

(事業報告書の作成及び提出)

第3条の7 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) センターの管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 第6条第1項に規定する利用料金の収入の実績
- (3) センターの管理に係る経費の収支状況
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、年度の中途において第3条の9第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に前項の事業報告書を提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第3条の8 市長は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第3条の9 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

第4条及び第5条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第6条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条中「使用料を納付しなければ」を「センターの使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理

者に支払わなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

第7条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第9条第1項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「本市」を「指定管理者」に改める。

第10条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第3条の9第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、設備器具等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承諾を得たときは、この限りでない。

第11条中「使用者その他」を「指定管理者又は使用者その他」に改める。

第12条中「市長」を「指定管理者」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

津市美里農産物加工センター施設の利用料金

単位 円

区 分		利 用 料 金	
みそ	加工	1樽（4斗樽）につき	3,600
	ミンチ	1樽（4斗樽）につき	600
	袋詰め	1袋（1kg）につき	10
		1袋（40g）につき	1
たけのこ	加工	1缶（1斗缶）につき	600
		1缶（半斗缶）につき	400
		1缶（2号缶）につき	200
	真空パック	1袋（200g）につき	5
ジャム	加工	原料1kgにつき	100
	瓶詰め	1瓶（200g）につき	10
	袋詰め	1袋（20g）につき	1
こんにゃく	加工	1丁（200g）につき	10

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に改正前の津市美里農産物加工センターの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の津市美里農産物加工センターの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 市長は、この条例の施行の日前においても、センターに係る指定管理者の指定に必要な準備行為を行うことができる。

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成18年12月25日

津市長 松田直久

津市条例第326号

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年津市条例第202号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「	橋内東部第2処理分区第6負担区	384円	」を
「	橋内東部第2処理分区第6負担区	384円	」に、
	橋内東部第2処理分区第7負担区	384円	
「	津第1処理分区第3負担区	384円	」を
「	津第1処理分区第3負担区	384円	」に、
	津第1処理分区第4負担区	384円	
「	津第2処理分区第3負担区	384円	」を
「	津第2処理分区第3負担区	384円	」に、
	津第2処理分区第4負担区	384円	
「	津第5処理分区第4負担区	384円	」を
「	津第5処理分区第4負担区	384円	」に
	津第5処理分区第5負担区	384円	

改め、同表に次のように加える。

白山第5処理分区第1分担区	384円
---------------	------

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月25日

津市長 松田直久

津市条例第327号

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例（平成18年津市条例第227号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「なった日の属する月」を「なった日」に、「死亡した日の属する月までの月数とする」を「死亡した日までの引き続いた在職期間につき暦に従って計算する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、在職月数が1月未満のときは1月とし、在職月数に1月未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた月数とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月25日

津市長 松田直久

津市条例第328号

津市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例

津市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（平成18年津市条例第256号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

別表備考以外の部分中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同表備考1中「障害の等級」を「障害等級」に、「別表第3」を「第6条第2項」に改め、同表備考2中「障害の等級」を「障害等級」に、「第6条第2項から第6項（第3項第1号を除く。）まで」を「第6条第5項から第8項（第6項第1号を除く。）まで及び非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成18年総務省令第110号）第3条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市職員の退職手当に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成18年12月25日

津市長 松田直久

津市条例第329号

津市職員の退職手当に関する条例を廃止する条例

津市職員の退職手当に関する条例（平成18年津市条例第49号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

（津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 津市職員の育児休業等に関する条例（平成18年津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

（津市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

3 津市公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成18年津市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

（津市職員の給与に関する条例の一部改正）

4 津市職員の給与に関する条例（平成18年津市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第12条中「津市職員の退職手当に関する条例（平成18年津市条例第49号）」を「三重県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例（昭和37年三重県市町村職員退職手当組合条例第12号）」に改める。

第37条中「その遺族に）」の次に「三重県市町村職員退職手当組合により」を加え、「別に条例で定める」を「三重県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例の規定による」に改める。

（津市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

5 津市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（平成18年津市条例第219号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「津市職員の退職手当に関する条例（平成18年津市条例第49号）第6条」を「三重県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例（昭和37年三重県市町村職員退職手当組合条例第12号）第5条の3」に改め、「（消防長及び三重短期大学学長の職にある者にあつては、100分の1）」を削る。

（津市学校給食調理員の給与等に関する条例の一部改正）

6 津市学校給食調理員の給与等に関する条例（平成18年津市条例第228号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（退職手当）

第4条 調理員が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に三重県市町村職員退職手当組合により退職手当を支給する。退職手当の支給基準、額及び支給方法は、三重県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例（昭和37年三重県市町村職員退職手当組合条例第12号）の規定による。

津市職員の退職手当に関する条例を廃止する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成18年12月28日

津市長 松田直久

津市規則第274号

津市職員の退職手当に関する条例を廃止する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(津市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第1条 津市職員の育児休業等に関する規則(平成18年津市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条」を「第11条」に改める。

(津市公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正)

第2条 津市公益法人等への職員の派遣等に関する規則(平成18年津市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第10条」を「第9条」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

(津市職員の退職手当に関する条例施行規則の廃止)

第3条 津市職員の退職手当に関する条例施行規則(平成18年津市規則第35号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

津市アストプラザ内アストホール等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月28日

津市長 松田直久

津市規則第275号

津市アストプラザ内アストホール等に関する規則の一部を改正する規則
津市アストプラザ内アストホール等に関する規則（平成18年津市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項第1号中「並びに住民票の写し」を削り、同項中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

2 住民基本台帳の記録に関すること。

附 則

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

津市ポルタひさいふれあいセンター内市民ギャラリー等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月28日

津市長 松田直久

津市規則第276号

津市ポルタひさいふれあいセンター内市民ギャラリー等に関する規則の一部を改正する規則

津市ポルタひさいふれあいセンター内市民ギャラリー等に関する規則（平成18年津市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第1号中「並びに住民票の写し及び証明」を「及び証明書」に改め、同項中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 住民基本台帳の記録に関すること。

附 則

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

津市訓令第47号

庁中一般

出先機関

津市職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年12月19日

津市長 松田直久

津市職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令

津市職員任免事務取扱規程（平成18年津市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表分限処分の項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第5条関係）

昇給発令 通知書	所 属	職員番号	氏 名	種 類
	昇 給 額			
	年 月 日			

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

津市訓令第48号

庁中一般

出先機関

津市職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年12月28日

津市長 松田直久

津市職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令
津市職員任免事務取扱規程（平成18年津市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表退職の項を次のように改める。

辞職	職員の意思に基づいて職を退かせることをいう。	辞職を承認する
----	------------------------	---------

附 則

この訓令は、平成19年1月1日から施行する。

津市告示第 5 2 5 号

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 6 0 条の 2 第 1 項の規定により、
地縁による団体を次のとおり認可した。

平成 1 8 年 1 2 月 1 8 日

津市長 松 田 直 久

1 名称

岡南区自治会

2 規約に定める目的

本会は、良好な地域社会の維持及び形成に資するよう、次に掲げる地域的な共同活動を行うことを目的とする

- (1) 会員の相互扶助、親睦及び連絡調整に関する事。
- (2) 地域環境の保全及び生活環境の改善に関する事。
- (3) 保健及び福祉の増進に関する事。
- (4) 文化の振興に関する事。
- (5) 防災、防犯等地域の安全に関する事。
- (6) 公民館施設等保有財産の管理に関する事。
- (7) 慣行祭祀に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、良好な地域社会の維持及び形成に資するための必要な活動に関する事。

3 区域

本会の区域は、三重県津市安濃町川西字藤ヶ森 1 0 番地 2、2 0 番地から 1 1 9 番地 1、川西字岡副 1 1 4 番地から 2 9 7 番地 6、川西字廣見 3 5 2 番地 1、川西字丸垣内 3 7 3 番地 6、連部字ゆふけ 5 6 番地から 5 8 番地の区域とする。

4 事務所

三重県津市安濃町川西 4 2 番地 岡南区公民館内に置く。

5 代表者の氏名及び住所

玉津 嘉二

三重県津市安濃町川西 2 9 6 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

平成18年12月18日

津市告示第526号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年12月18日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成18年12月18日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第527号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年12月19日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成18年12月19日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第 5 2 8 号

津市公共下水道条例（平成 1 8 年条例第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項の規定により、指定工事店を次のとおり指定したので、同条例第 1 7 条第 1 項の規定により告示する。

平成 1 8 年 1 2 月 2 0 日

津市長 松 田 直 久

指定した業者

業 者 名	所 在 地	指 定 期 間
紘 誠 設 備	津市末広町 3 1 番 8 号	平成 1 8 年 1 1 月 1 日から 平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで
有限会社成治水 道	鈴鹿市平田二丁目 5 番 7 号	平成 1 8 年 1 1 月 1 6 日から 平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで
栗原設備工業有 限会社	鈴鹿市石薬師町 5 7 1 番地 7 5	平成 1 8 年 1 1 月 1 6 日から 平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで
有限会社グリー ンテック三重	津市久居野村町 3 1 4 番地 2 2	平成 1 8 年 1 1 月 1 6 日から 平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 5 2 9 号

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 6 0 条の 2 第 1 項の規定により、
地縁による団体を認可し、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 8 年 1 2 月 2 0 日

津市長 松 田 直 久

1 名称

小森山自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な
地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) その他目的達成に必要なこと

3 区域

本会の区域は、別表に定める区域とする。

4 事務所

三重県津市高茶屋小森町 1 6 5 7 番地 1

5 代表者の氏名及び住所

藤井 昭一

三重県津市高茶屋小森町 1 6 5 7 番地 1

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有
無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の理由

本会は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 5 項において準用する民法第 6 8
条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得
なければならない。

9 認可年月日

平成 1 8 年 1 2 月 2 0 日

別表(第3条関係の区域)

町名	字名	地番等
高茶屋小森町	向山	全て(ただし、下記に示す小森向山苑自治会区域を除く)
	龍ヶ谷	全て(ただし、下記に示す小森向山苑自治会区域を除く)
	三軒家	全て(ただし、下記に示す小森向山苑自治会区域を除く)
	野田	全て
	瓦ヶ野	市道高茶屋里ノ上第40号線及び市道高茶屋里ノ上第45号線以南、4151番地～4156番地
高茶屋小森上野町	野田	全て(ただし、52番地1～52番地5、721番地1、721番地2、722番地を除く)

小森向山苑自治会区域

津市高茶屋小森町字向山1706番地の51から1706番地の55まで、1706番地の65から1706番地の77まで、1706番地の118、1706番地の141、1706番地の125から1706番地の132まで、1707番地の53から1707番地の77まで、1707番地の103から1707番地の105まで、1707番地の138から1707番地の149まで、1707番地の221から1707番地の297まで、1707番地の317、1707番地の366、字龍ヶ谷1680番地の1から1680番地の9まで、字三軒家1671番地の15から1671番地の31まで、1673番地の1から1673番地の5まで、1675番地及び1677番地の1から1677番地の2までの区域

津市告示第530号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年12月20日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成18年12月20日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第531号

下記の者に対する平成18年度軽自動車税督促状は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるときのものから交付の申し出があれば交付する。

平成18年12月21日

津市長 松田直久

記

公示送達を受けるべき者の住所	公示送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第532号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年12月21日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 津駅（放置禁止区域）及び白塚駅公共自転車等駐
場
- 2 撤去した年月日 平成18年12月21日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142